

国指定浅间鸟兽保护区

計画書

【存続期間の更新及び変更（区域縮小、保護の指針の変更）】

令和3年11月1日

環境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定浅間鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

群馬県安中市松井田町と長野県北佐久郡軽井沢町との境界線と国道 18 号線との交点(碓氷峠)を起点とし、同所から同国道を西進し、軽井沢町道軽井沢停車場線 1 号との交点に至り、同所から同町道を西進し、町道軽井沢停車場線 2 号との交点に至り、同所から同町道を西進し、国道 18 号線との交点(新軽井沢西交差点)に至り、同所から同国道を西進し、町道古宿借宿線との交点に至り、同所から同町道を北進し、軽井沢町大字長倉字横道下 2139 番地から 1281 番地東端に通ずる道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み、1281 番地東端に至り、同所から町道借宿千ヶ滝線に通ずる道路を北進し、同町道との交点に至り、同所から同町道を北西に進み、併用林道(1,000 メートル林道)との交点に至り、同所から同町道を西進し、小諸市道 0107 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道 7336 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し、長野県小諸市所在国有林 2005 林班と民有林の境界線との交点に至り、同所から国有林と民有林との境界線を北西に進み東御市所在国有林 1019 林班標柱丙 68 に至り、同標柱と国有林 1019 林班標柱丙 68 補 1 とを結ぶ直線を北西に進み同標柱に至り、同標柱から国有林と民有林との境界線を西進し、同国有林 1024 林班と民有林の境界線と和山林道との交点に至り、同所から同国有林 1026 林班の同標柱東 12 とを結ぶ直線を南進し、同標柱に至り、同所から国有林と民有林との境界線を北東に進み、同境界線と群馬県吾妻郡嬭恋村と長野県上田市真田町との境界線との交点に至り、同所から両県との境界線を北進し、嬭恋村所在の国有林 216 林班標柱 96 の 158 の 73 に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を東進し、同国有林標柱 16 に至り、同標柱と国有林 217 林班標柱 25 とを結ぶ直線を南東に進み、同標柱に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を東進し、同国有林標柱 96 の 90 に至り、同所から村道女ヶ淵線を東進し、主要地方道東御嬭恋線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進し、国有林 217 林班標柱 96 の 57 に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を東進し、同標柱 96 の 40 に至り、同所から同国有林 218 林班と民有林畑との境界線を南進し、国有林 218 林班標柱 93 に至り、同所から東進し、村道鳥居峠車坂線との交点に至り、同所から同村道を南進し、群馬坂林道との交点に至り、同所から同林道を東進し、同林道の終点に至り、同所から分譲地内道路を北東に進み、西泉沢との交点に至り、同所から西泉沢を北進し、林道中原開拓 1 号線との交点に至り、同所から同村道を北東に進み、同交点に至り、同村道から 3454-20 番地と 3454-21 番地の境界線を南進し 3454-66 番地との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み 3454-54 番地の道路との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を北東に進み同道路と

3454-16 番地との交点に至り、同所から 3456-16 番地と 3454-64 番地の境界線を北東に進み 3454-102 番地との交点に至り、同所から同境界線を北進し 3454-63 番地の道路との交点に至り、同所から同道路横断方向に引いた線を北進し同道路と 3454-14 番地との交点に至り、同所から 3454-100 番地の境界線を北進し村道中原開拓 1 号線との交点に至り、同所から村道中原開拓 1 号線を北東に進み、同村道 3455-90 番地の曲がり角に至り、同曲がり角から国有林 235 林班イ小班標柱 152 を結ぶ直線を北東に進み、同標柱に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を北進し、村道浅間開拓線との交点に至り、同所から同村道を東進し、県道大笹北軽井沢線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み、村道赤川分去線との交点に至り、同所から同村道を南進し、町道浅間線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み、国道 146 号線との交点に至り、同所から同国道を北進し、長野原町道 10-50 号線との交点に至り、同所から同町道を東進し、同町道の終点に至り、同所から東に直進し片蓋川との交点に至り、同所から同川を下流に進み、県道長野原倉渕線との交点（栗平橋）に至り、同所から同県道を東進し、草軽電気鉄道路線跡との交点に至り、同所から同鉄道路線跡を南東に進み、同町大字北軽井沢字ホウロク平地内の熊川との交点に至り、同所から同川を上流に進み、同川の最上流点に至り、同所から同所と鼻曲山の山頂とを結ぶ直線を南東に進み、同山頂に至り、同所から群馬県と長野県との境界線を南進し、起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

令和 3 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2. 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

浅間山は我が国を代表する火山の一つであり、現在も活発な火山活動がみられ、関東平野からも眺望の対象となる当該区域における象徴的な山岳である。当該区域は浅間山山頂である標高 2,568m から標高 1,000m までの広範な標高差を有し、森林は温帯林のミズナラ、ハルニレ、シラカバ等からなる広葉樹自然林、カラマツ天然林及びカラマツ等の造林地を主体とし、一部に高山帯、亜高山帯の植物群落を含んでおり、この地方を代表する植生となっている。このほか当該区域内には、火山の噴出物による荒地、崩壊地、草原、採草放牧地、農地、別荘地、ゴルフ場、スキー場等も含まれている。

また、大部分の区域が上信越高原国立公園に指定されており、良好な自然環境が維持され、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のイヌワシやクマタカが生息し、これらの主要な餌資源となるノウサギ、ヤマドリ、アオダイショウ等が生息する。平成20年度以降の鳥類調査でも、繁殖期において、準絶滅危惧のハイタカ、ヨタカ、オオジシギ、ノジコの生息や、繁殖地が局所的または情報不足のヤマシギやオオアカゲラの生息確認があり、近年は数十年ぶりにキバシリやニューナイスズメの繁殖も確認されている。マミジロ、アカハラ、センダイムシクイ、ノビタキ、ホオアカ等は、他の地域と同様に激減しつつも、少数生息する。かつて普通に生息していたものの、現在本州では繁殖していない絶滅危惧Ⅱ類のウズラが、平成24年の繁殖期に数日間にわたって確認された。秋期は、絶滅危惧Ⅱ類のサシバや準絶滅危惧のハチクマ等の猛禽類が渡りのルートにしている峠もある。冬期は日本への渡来数が少ないアオシギ、オオマシコ、ミヤマホオジロ等も生息する。

哺乳類では、ツキノワグマや準絶滅危惧のオコジョの他、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物のヤマネ等も生息する。

以上のとおり、当該区域はイヌワシやツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を含む多様な鳥獣の生息地及び生物多様性の保全として重要な区域であることから、大規模生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、生息する多様な鳥獣相を保護するとともに、地域の生物多様性の確保に資するよう適切な管理に努める。
- 2) 各種鳥獣被害対策、外来種による当該区域の生態系へのかく乱への対応、野生鳥獣の生息環境の整備を含め関係機関、地元自治体等との連携を図りつつ適正な保全対策を講ずる。特に、群馬県や長野県が策定した特定鳥獣保護管理計画に基づく各種対策が適正かつ円滑に進められるよう各団体と協力していく。
- 3) 浅間山と黒斑山くろふやまの間に位置する標高2,000mに設置した湯の平の防鹿柵について適切な管理を行うとともに、ニホンジカ管理体制構築に向けた効果的な対策実施のための方針を検討する。
- 4) イヌワシの餌資源となるノウサギ、ヤマドリ等の生息数及びそれらの生息環境を確保するために、関係機関と連携を図りながら、開放的な空間を創出し、イヌワシの繁殖成功率の向上、生息数及びつがい数の増加につながるよう各種取組を行う。

また、イヌワシ等のモニタリング調査の結果に基づいて順応的管理を行うとともに普及啓発を推進する。

5) ゴミの不法投棄等による生息地への影響を防止するため、現場巡視や地域住民等と連携協力した普及啓発に取り組む。

(4) 環境変化の概要

浅間鳥獣保護区を含む浅間山麓は二次的な自然の風景地として放牧や草地の活用等が行われ、草原景観が広がっていたが、社会環境及び自然環境の変化に伴い、草原の減少及び湿原の乾燥化が進み、一部森林化が進んでいる。

また、かつて皆伐し、植林したカラマツ等の樹木が生長し、密生した状態にあることから、イヌワシの採餌等に適した開放空間が減少している。

(5) 鳥獣の生息状況の変化

当該区域においてニホンジカ及びイノシシの生息数の増加及び生息地の拡大が見られ、生態系の被害、農作物の影響が生じている。また、当該区域の一部地域で特定外来生物のアライグマの生息が確認されている。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、浅間山を中心とした群馬県西部と長野県東部の県境山岳部分に位置する。

イ 地形、地質等

標高 2,568m (浅間山) を中心として標高約 1,000m の市街地までの地域で、火山高原、池沼、岩壁、溪谷等の複雑な地形を有し、現在も火山活動が続いている地区である。国指定特別天然記念物である浅間山熔岩樹型や世界三大奇勝と言われている鬼押し出し熔岩流地形等特異的な火山地形が見られる。

地質は、浅間山による火山噴出物及び熔岩が広く分布するほか、浅間山を挟んで東には霧積^{きりつみ}火山、西には烏帽子火山による噴出岩類が分布している。これらの噴出岩類は、度重なる火山活動により噴出した熔岩、軽石流及び火山灰の堆積からなっている。

ウ 植物相の概要

浅間山の東麓一帯は標高 1,300m～1,700m にもかかわらず、火山活動の影響を受

けて、ミネヤナギ、ガンコウラン、クロマメノキ、イワカガミ、コメススキ、さらにカラマツやアカマツの若木が疎らに生育する特異な偽高山帯の様相を呈している。一部の残存草原や残存湿原には、モウセンゴケ、キキョウ、ヤマトキソウ等の希少種や、ノハナショウブ、マツムシソウ、クサレダマ、ワレモコウ等も生育している。浅間山の山頂部及び標高 2,000m以上の地域は、火山活動の影響も受けて、自然裸地や風衝草原がみられ、コメススキ、イタドリ、ハクサンオミナエシ、ミネズオウ、ガンコウラン、クロマメノキ等が生育している。池塘や雪田には、モウセンゴケ、ユキワリソウ等が生育している。

蛇骨岳・黒斑山の北・西斜面及び西麓ノ登山・水ノ塔山の北側斜面には、シラビソ及びオオシラビソが分布し、西麓ノ登山・水ノ塔山の南斜面には、天然カラマツ及びダケカンバが分布している。

湯の丸山の東斜面、湯の丸牧場には、国指定特別天然記念物であるレンゲツツジ群落が広く分布している。

湯の丸高原の標高 2,000mに位置する池の平には高層湿原が広がっており、湿地性スゲ類やアヤメ、グンナイフウロ、ハクサンチドリ、ヤナギラン等、多様な亜高山性の草本類を見ることができる。

エ 動物相の概要

鳥類では、イヌワシやアマツバメといった断崖に営巣する種、ホシガラス、ルリビタキ、メボソムシクイ、ウソ等、亜高山針葉樹林の種、カケス、クロツグミ、コルリ、ノジコ等、山地広葉樹林の種、ヤマドリ、ハイタカ、アカハラ、ウグイス、コガラ等、両方の樹林帯に生息する種、ヨタカ、ヤマシギ、オオジシギ、ビンズイ、コムクドリ等、疎林性・草原性の種、アオシギ、オオバン、オシドリ、マガモ、キンクロハジロ、カワガラス等、水辺の種が生息している。軽井沢町星野は「国設軽井沢野鳥の森」が整備されており、この地域に生息する鳥類は年間を通じて 70～80 種確認されている。

哺乳類では、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、イノシシ、ニホンザル、キツネ、タヌキ、アナグマ、ニホンテン、ニホンリス、ノウサギ、ヤマネ、ヒメネズミ、ウサギコウモリ、カワネズミ、アズマモグラ等が生息する。

昆虫類では、ミヤマシロチョウ、ミヤマモンキチョウ、ベニヒカゲ等の高山蝶や、ハヤシミドリシジミ、アサマシジミ、ヤマキチョウ、コヒョウモンモドキ、アカセセリ等、絶滅が危惧されている蝶が生息する。特にミヤマモンキチョウ（浅間山系亜種）、アサマシジミ、ハヤシミドリシジミの基産地である。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

ニホンジカ及びイノシシによる、農作物の食害及び踏み荒らし等が保護区から市街地までの農地において、防護柵が設置されていない場所ではほとんどが被害を受けている。

カラス被害は、上田市、東御市の果樹を中心としたものであり、下表のとおり有害鳥獣捕獲を実施している。

最近の浅間鳥獣保護区及び周辺における有害鳥獣捕獲実施状況 (羽・頭)

鳥 獣 名		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		保護区内	保護区外	保護区内	保護区外	保護区内	保護区外
イノシシ	群馬県	6	139	28	151	30	197
	長野県	95	370	174	461	236	399
ニホンジカ	群馬県	23	190	23	199	12	219
	長野県	345	1,942	333	1,966	420	1,875
カラス	群馬県						
	長野県		1,374		1,270		407

5 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区制札 124 基
- (2) 案内板 26 基

6 存続期間の更新及び変更（区域縮小、保護の指針の変更）の理由

当該区域は、地域の多様な野生鳥獣の繁殖環境を確保するため、昭和 26 年 5 月 1 日に大規模生息地として鳥獣保護区に指定され、現在に至っている。

当該区域の標高の低い地域には、ホテル・別荘地が散在しており、ウグイス、コルリ、キビタキ、ミソサザイ等が保養に訪れた人たちに鳴き声を聞かせている。標高の高い地域にはイヌワシ、ハイタカ等猛禽類が生息している。また、当該保護区にはツキノワグマ、ニホンカモシカ等大型獣類も含め多様な鳥獣類が生息していることから、今後も農林業被害に配慮しながら、これら多種多様な野生鳥獣の保護を図っていくため、引き続き鳥獣保護区を指定する必要がある。

また、今回の更新に伴い、鳥獣保護区の指定目的に合致しないキャベツ畑の区域を縮小する。

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和 26 年 5 月 1 日 (昭和 26 年 4 月 30 日 告示第 151 号)

(2) 経緯

昭和 36 年 11 月 1 日 (昭和 36 年 10 月 26 日 告示第 1268 号)

存続期間の更新

昭和 39 年 11 月 1 日 (昭和 39 年 7 月 25 日 告示第 824 号)

存続期間の更新

昭和 46 年 11 月 1 日 (昭和 46 年 10 月 27 日 告示第 19 号)

存続期間の更新

昭和 48 年 11 月 1 日 (昭和 48 年 10 月 26 日 告示第 96 号)

存続期間の更新

昭和 50 年 11 月 1 日 (昭和 50 年 10 月 30 日 告示第 92 号)

存続期間の更新

昭和 56 年 11 月 1 日 (昭和 56 年 10 月 27 日 環境庁告示第 99 号)

存続期間の更新

平成 3 年 11 月 1 日 (平成 3 年 10 月 31 日 環境庁告示第 53 号)

存続期間の更新

平成 13 年 11 月 1 日 (平成 13 年 10 月 29 日 環境省告示第 62 号)

存続期間の更新

平成 23 年 11 月 1 日 (平成 23 年 10 月 24 日 環境省告示第 87 号)

存続期間の更新

別表2 鳥獣リスト

(別表)浅間鳥獣保護区

目	科	生息状況	種	種の指定等	備考
1)日本産鳥類					
キジ	キジ	●○ ●○	ウズラ ヤマドリ キジ	VU	旅鳥 留鳥 留鳥
カモ	カモ	● ○ ○ ○ ○ ●○ ○ ○ ○	オシドリ オカヨシガモ ヨシガモ ヒドリガモ マガモ カルガモ コガモ ホシハジロ キンクロハジロ	DD	漂鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥
カイツブリ	カイツブリ	●	カイツブリ		漂鳥
ハト	ハト	●○ ●○	キジバト アオバト		留鳥 漂鳥
カツオドリ	ウ		カワウ		留鳥
ペリカン	サギ		ミゾゴイ ゴイサギ ダイサギ アオサギ	VU	夏鳥 漂鳥 冬鳥または夏鳥 留鳥
ツル	クイナ	● ○	バン オオバン		漂鳥 冬鳥
カッコウ	カッコウ	●○ ●○ ●○ ●○	ジュウイチ ホトギス ツツドリ カッコウ		夏鳥 夏鳥 夏鳥 夏鳥
ヨタカ	ヨタカ	●○	ヨタカ	NT	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	●○	アマツバメ		夏鳥
チドリ	シギ	● ○ ●	ヤマシギ アオシギ オオジシギ	NT	漂鳥 冬鳥 夏鳥
タカ	タカ	○ ○ ● ●○	ハチクマ トビ ツミ ハイタカ オオタカ サシバ ノスリ イヌワシ クマタカ	NT NT NT NT VU EN、国内希少、国天 EN、国内希少	夏鳥 留鳥 漂鳥 漂鳥 漂鳥 漂鳥 留鳥 留鳥
フクロウ	フクロウ		オオコノハズク コノハズク フクロウ		漂鳥 夏鳥 留鳥
ブッポウソウ	カワセミ		カワセミ ヤマセミ		留鳥 留鳥
キツツキ	キツツキ	●○ ●○ ●○	コゲラ オオアカゲラ アカゲラ アオゲラ		留鳥 留鳥 留鳥 留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ		チョウゲンボウ チゴハヤブサ		漂鳥 漂鳥
スズメ	サンショウクイ	●○	サンショウクイ		夏鳥

カササギヒタキ	●	サンコウチョウ		夏鳥
モズ	●○	モズ		漂鳥
カラス	●○	カケス		漂鳥
	●○	オナガ		留鳥
	●○	ホシガラス		留鳥
	●○	ハシボソガラス		留鳥
	●○	ハシブトガラス		留鳥
ククイタダキ	●○	ククイタダキ		漂鳥
シジュウカラ	●○	コガラ		留鳥
	●○	ヤマガラ		留鳥
	●○	ヒガラ		留鳥
	●○	シジュウカラ		留鳥
ヒバリ	●	ヒバリ		漂鳥
ツバメ	●○	ツバメ		夏鳥
	●○	イワツバメ		夏鳥
ヒヨドリ	●○	ヒヨドリ		留鳥
ウグイス	●○	ウグイス		漂鳥
	●○	ヤブサメ		夏鳥
エナガ	●○	エナガ		留鳥
ムシクイ	○	オオムシクイ	DD	夏鳥
	●○	メボソムシクイ		夏鳥
	○	エゾムシクイ		夏鳥
	●	センダイムシクイ		夏鳥
メジロ	●○	メジロ		漂鳥
ヨシキリ		オオヨシキリ		夏鳥
		コヨシキリ		夏鳥
レンジャク	○	キレンジャク		冬鳥
	○	ヒレンジャク		冬鳥
ゴジュウカラ	●○	ゴジュウカラ		留鳥
キバシリ	●	キバシリ		留鳥
ミソサザイ	●○	ミソサザイ		漂鳥
ムクドリ	●○	ムクドリ		漂鳥
	●○	コムクドリ		夏鳥
カワガラス	●○	カワガラス		留鳥
ヒタキ	●	マミジロ		夏鳥
	●○	トラツグミ		漂鳥
	●○	クロツグミ		夏鳥
	○	マミチャジナイ		旅鳥
	○	シロハラ		冬鳥
	●○	アカハラ		漂鳥
	○	ツグミ		冬鳥
	●	コマドリ		夏鳥
	●○	コルリ		夏鳥
	●○	ルリビタキ		漂鳥
	●○	ジョウビタキ		冬鳥または漂鳥
	●	ノビタキ		夏鳥
	○	エゾビタキ		旅鳥
		サメビタキ		夏鳥
	●○	コサメビタキ		夏鳥
	●○	キビタキ		夏鳥
	●○	オオルリ		夏鳥
イワヒバリ		イワヒバリ		漂鳥
	●○	カヤクグリ		漂鳥
スズメ	●○	ニューナイスズメ		漂鳥
	●○	スズメ		留鳥
セキレイ	●○	キセキレイ		漂鳥
	●○	ハクセキレイ		留鳥

		●○	セグロセキレイ		留鳥
		●○	ビンズイ		漂鳥
アトリ		○	アトリ		冬鳥
		●○	カワラヒワ		留鳥
		○	マヒワ		冬鳥
			ベニヒワ		冬鳥
		○	ハギマシコ		冬鳥
		○	ベニマシコ		冬鳥
		○	オオマシコ		冬鳥
			ギンザンマシコ		冬鳥
		●	イスカ		冬鳥または漂鳥
		●○	ウソ		漂鳥
		○	シメ		冬鳥
			コイカル		旅鳥
ホオジロ		●○	ホオジロ		漂鳥
		●	ホオアカ		漂鳥
		○	カシラダカ		冬鳥
		○	ミヤマホオジロ		冬鳥
		●○	ノジコ	NT	夏鳥
		●○	アオジ		漂鳥
			クロジ		漂鳥
2) 外来種					
キジ	キジ		コジュケイ		外来
ハト	ハト	●○	ドバト(カワラバト)		外来
スズメ	チメドリ	●○	ガビチョウ		外来(特定外来生物)
		●	ソウシチョウ		外来(特定外来生物)
17目	43科		134種		

1 データは、当鳥獣保護区の前回更新時の鳥獣リストをベースに、以下を参考に改訂を加えた。

小県上田教育会. 1963. 上田小県誌(第四巻 自然篇).

山田勤. 1982. 浅間牧場を主とした浅間高原の鳥類. Strix 1: 37-42.

小諸市教育委員会. 1986. 小諸市誌(自然篇).

軽井沢町誌刊行委員会. 1987. 軽井沢町誌(自然編).

中西悟堂. 2004. 野鳥のすみか(5. 浅間山麓の鳥). 野鳥記コレクションⅡ. 春秋社.

株式会社野生動物保護管理事務所. 2009. 平成20年度環境省請負業務報告書. 国指定浅間鳥獣保護区鳥類調査事業.

石塚徹. 2017-2020. 国指定浅間鳥獣保護区管理業務(平成29年以降)における鳥類調査記録.

2 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会 2012)に拠った。

3 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天: 国指定天然記念物

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
環境省レッドリスト(2020)

CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、

NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

4 ●印は繁殖確認、○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣。

アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣

5 備考欄には、鳥類については、留鳥、漂鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

別表3 鳥獣リスト

(別表)浅間鳥獣保護区

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等	備考
食虫	トガリネズミ	●	トガリネズミ(シントウトガリネズミ)	NT	
			ジネズミ(ニホンジネズミ)		
			アズミトガリネズミ		
			カワネズミ		
	モグラ	○●	ヒミズ	NT	
			ミズラモグラ		
		○●	アズマモグラ		
翼手	キクガシラコウモリ	●	キクガシラコウモリ		
			コクガシラコウモリ		
	ヒナコウモリ	●	モモジロコウモリ		
			ヒメホオヒゲコウモリ		
		●	ヒナコウモリ		
		●	ウサギコウモリ		
			ユビナガコウモリ		
			テングコウモリ		
			コテングコウモリ		
霊長	オナガザル	○●	ニホンザル		
食肉	クマ	○●	ツキノワグマ		
	アライグマ	●	アライグマ		外来(特定外来生物)
	イヌ	○●	タヌキ		
			キツネ(アカギツネ)		
	ネコ	○●	ノネコ(イエネコ)		外来
	イタチ	○●	テン(ニホンテン)		
			●		
		●	オコジョ	NT	
		○●	アナグマ		
	ジャコウネコ	○●	ハクビシン		外来
偶蹄	イノシシ	○●	イノシシ		
	シカ	○●	ニホンジカ		
	ウシ	○●	ニホンカモシカ	国天	
齧歯	リス	○●	ニホンリス		
			ムササビ		
	ヤマネ	●	ヤマネ		天然記念物
	ネズミ	●	ヤチネズミ		
			スミスネズミ		
		●	ハタネズミ		
		○●	アカネズミ		
		○●	ヒメネズミ		
		●	クマネズミ		外来
兎	ウサギ	●	ノウサギ(ニホンノウサギ)		
7目	18科		40種		

(注)

1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。

()の和名は、世界哺乳類標準和名目録(日本哺乳類学会分類学名・標本検討委員会)に拠った。

2 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天:国指定天然記念物

環境省レッドリスト(2020)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

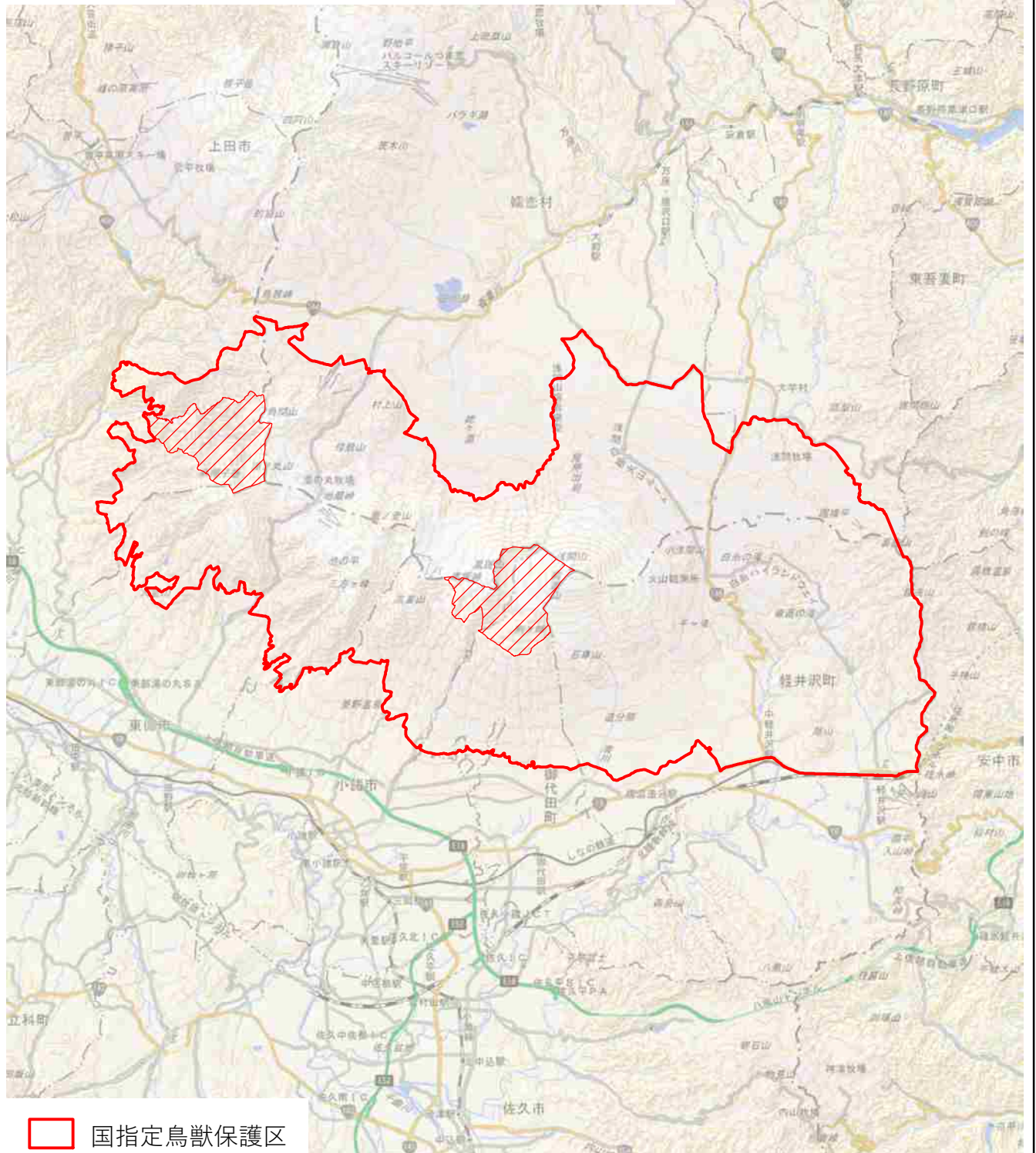
国内:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

天然記念物:文化財保護法による天然記念物

3 ●印は繁殖確認、○印は当該地で一般的にみられる鳥獣。

アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

国指定浅间鳥獣保護区・浅间特別保護地区 位置図

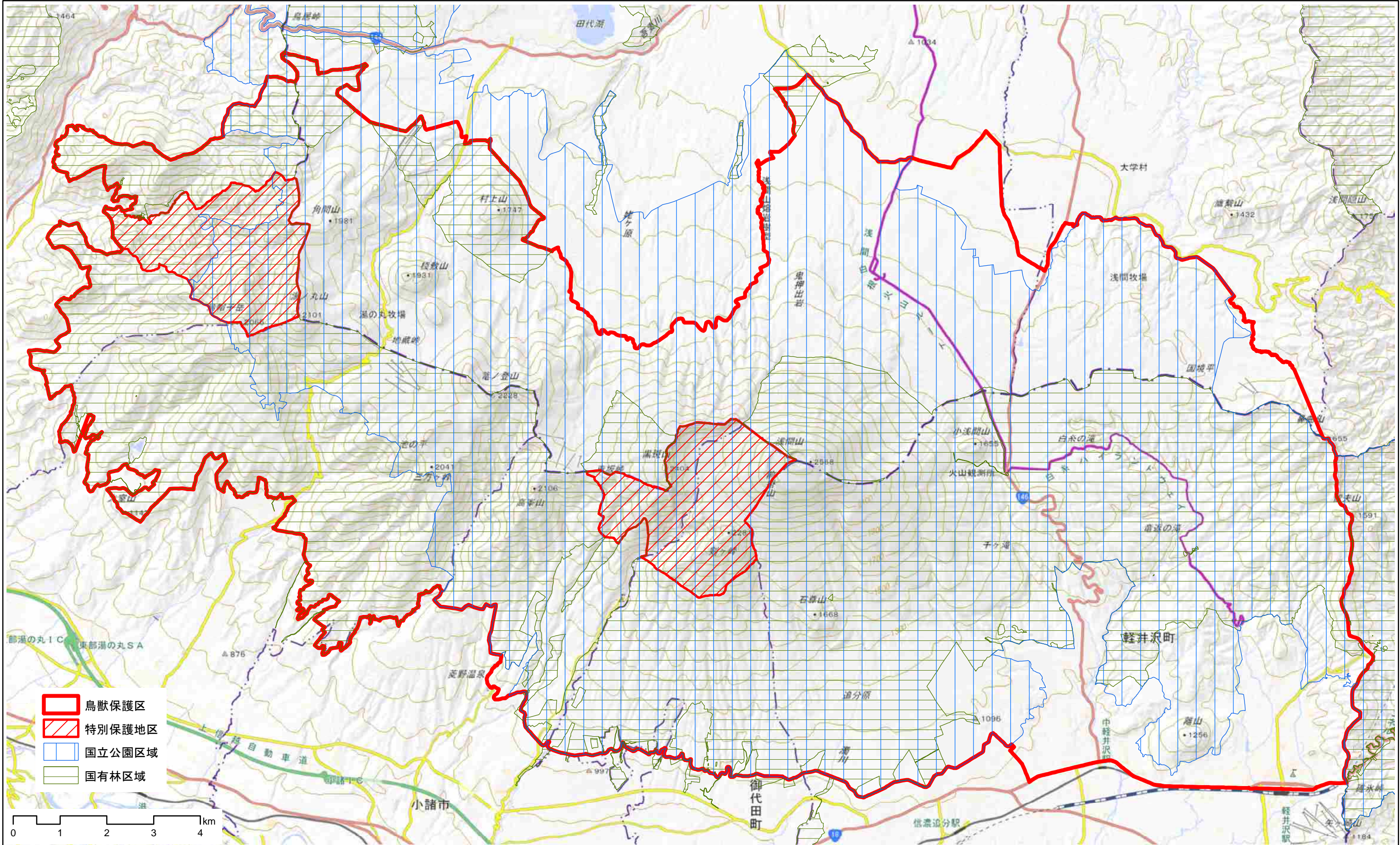






国指定鳥獣保護区

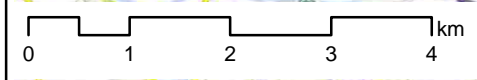
特別保護地区

0 5 10 15 20 km





-  鳥獣保護区
-  特別保護地区
-  国立公園区域
-  国有林区域



国指定浅間鳥獣保護区及び特別保護地区 区域図・区域説明図

